

「七年戦争」後のプロイセン財政と間接税収入

久保清治

目次

- I 問題の限定
 - II 財政収入の推移
 - 1 G D K、G K Kおよびシュレージエン州金庫の収入
 - 2 西プロイセン州の獲得とその財政的意味
 - 3 K D Kの機能と余剰金の累積
- (以上 本号)
- III 間接税収入の動向
 - 1 レジー制の導入とその背景
 - 2 改革の概要と税率の改正
 - 3 徴税費と間接税収入の評価

I 問題の限定

この小論は、「七年戦争」後におけるプロイセン国家の財政状況を、主にその中央財政を支えた主要な金庫勘定の収入分析に力点をおいて捉え、膨大な余剰金累積の実態とその集積メカニズムの制度的仕組みを明らかにして、一八世紀後半におけるプロイセン財政の特質解明に迫ろうとするものである。

対象の時期は、「七年戦争」終結翌年の一七六四年からフリードリッヒ二世没時の一七八六年までの戦後二十三年間であり、これは啓蒙専制君主フリードリッヒ二世（大王）がプロイセン王国を統治した四十六年間（一七四〇—八六年）のちょうど後半の時期にあたる。第一次および第二次シュレージエン戦争ならびに七年戦争の勃発により、その大半を軍費の資金繰りに奔走した前半のいわば戦時財政の時期とは対照的に、後半は戦争のない平和財政のもとで年々の国家収入が増大し、超均衡主義の原則を堅持して剰余金が蓄積された継続的な財政黒字の時期であった。⁽¹⁾ 後論で明らかになるとおり、大王の没時における繰越金は合計五、〇〇〇万ターラー（彼が先王から継承した国庫金の五倍）を超えたものと推断でき、本稿の対象とする戦後の期間に限ってその累計額を算出すると、終戦直後の国家収入の約三倍に相当する三、六〇〇万ターラー余という莫大な積立金が創出されたのである。当時、他のヨーロッパ諸国に例をみないプロイセンのこの豊かな国庫の存在は、同時代人のアダム・スミスをして「一六一〇年フランスのヘンリ四世（アンリ四世）の死後においては、プロシアの前王と現王（フリードリッヒ大王のこと）の外には、ヨーロッパの諸王中相当の額の金銀を溜めている有力な王はない」と言わしめ、あるいはまた、後に

ある著名なドイツ財政史家をして「絢爛たる財政が達成された輝かしい発展の時代」と賞讃せしめたほどであった。⁽²⁾このような意味で、七年戦争後のプロイセン財政は広義における国庫積立制の隆盛に特色づけられるから、本稿では先ずもって国家収入の分析に焦点をあわせ、余剰金の動向に注意を払いながら、その集積のルートとメカニズムを明らかにしようと思う。

ところで、一八世紀後半とりわけ七年戦争後のプロイセン経済は、これまでの研究史のなかでどのような位置づけられているのであろうか。ここで従来の支配的見解を簡略に整理してみると、第一は、プロイセンの社会経済的基盤が領主—農民間の農奴制的支配・隷従関係を基軸に形成されていたが、七年戦争を画期として農場領主層による経営の合理化が絶対王政の大規模な農業投資政策と相俟って急速に進行し、この経営構造の変化が農民層分解の萌芽的な進展を抑えて謂わゆる「上からの資本主義化」を遂行してゆく重要な要因となったこと、つまり換言すれば、グーツヘルシャフトのユンカー経営への推転という東エルベ特有の歴史的発展がなканずく一八世紀後半において、その基本路線を形成した点である——G・クナツプ、W・アーベル、フォン・デア・ゴルツ、R・シュタイン、林健太郎、北条功、藤瀬浩司氏等の主としてプロイセンの「農民解放」に関する一連の先駆的研究。第二は、これまでプロイセンの工業化における遅延的・後進的性格が、ライン・ヴェストファーレンを中心とする西部ドイツ型や英仏等の先進国型の産業革命と対比されながら、「ブルジョアの改革の不徹底性」あるいは「上からの産業化」による「プロシア的な道」と関連して典型的に把握されてきたが、戦後の比較的新しい成果によれば、「プロイセンにおける産業革命の起源は一九世紀よりも一八世紀後半にある」という従来の研究に一矢を投ずる注目すべき見解が現われ、同時に二、三の論者は未だ問題の指摘にとどまっているものの、国家

や金融等の制度的手段が一八世紀後半プロイセンの工業発展に大きな役割を演じた点を強調している——H・クリューガー、W・O・ヘンダーソン、ガーシエンクロンの分析⁽³⁾。第三は、七年戦争後の王政当局による復興政策、終戦直後に発生した「ベルリン信用恐慌」を契機とする金融制度の変革(プロイセン王立銀行やラントシャフトの創設など)、および間接税制をめぐる財政改革など戦後の諸政策が第二点で示した工業化過程における国家の役割とも関連して、一八世紀中葉以降のプロイセンにおける経済発展の素地を形成したことである。プロイセンは、一八世紀後半ヨーロッパにおいて最も整備された軍事・官僚国家を建設するとともに絶対主義国家として強大な地位を確立する一方、他方では「国家的・軍事的所要のために歪曲された人為的」な国民経済の再編成という、自生的な発展を阻害する工業化のプロイセン的形態へと踏みだすのであるが、ともかくフリードリッヒ二世によるとりわけ戦後の経済改革が、これまでの研究史のなかで「絶対主義的重商主義政策」の一典型」として強い関心を惹いていることは見逃せない——G・シュモラー、H・ラツヒェル、諸田實、遅塚忠躬氏等の見解。

さて、このような一八世紀後半のプロイセン経済にかんする先学の研究成果から察することができるよう、農場経営の変化にしる工業化の進展にしる、あるいはまた戦後の諸政策にしる、七年戦争後のプロイセン経済を特色づける発展過程は、国家の強力な指導と深くかかわっていたこと、したがって政策実施の資金的裏付けとなる財政的基盤が経済の上部構造として密接に関連していた、と言える。すなわち一方では、プロイセン産業の発展が財政収入の増大に作用を与えると同時に、軍事支出偏向という一定の枠内で財政支出がこんどは下部構造に対して反作用を及ぼし、それが国家指導下によるプロイセン経済の発展に寄与した、と捉えることができるのである。ところが、後者の分析上欠かせないプロイセン財政の歳出内容は、その大きな割合を占めている軍事費の細目が文献史料のなかで明確に掌握できず、加えて支出項目が不統一で經常費と臨時費の区別が統計的になされ

ていないことなどにより、断片的な数値に基づく推定に依らざるを得ない。

したがって本稿では、おおよそ以上のごとき問題の視角と限界に立って、わが国では充分には究明されていない一八世紀後半におけるプロイセン財政の実態を、次の二つの分析課題に範囲を限定して取扱うことにする。

(1) 七年戦争後におけるプロイセン財政の特に歳入面の推移を明らかにすること。戦後の国家会計は、①「中央直轄地金庫」(Generaldomänenkasse, 以下ではGDKと略称する)、②「中央軍事金庫」(Generalkriegskasse, 以下GKKと略称)、③「シュレージエン州金庫」(Schlesische Provinzialkasse)、④「国王預金金庫」(Königliche Dispositionskasse, 以下KDKと略称)の主に四つの中央勘定から構成されたので、本稿では先ずこれらの金庫勘定の内訳を示す。なかでもKDKは、軍事力の強化とともに戦争発生にそなえて軍資金を準備しておくこと、その意味で「プロイセンにおける財務行政の本質的な主目的は永続的な戦争準備にある」というO・ヒンツェの指摘とも関連して、絶対王政の鋭角的な国庫積立制と国王への権力集中化との頂点に立つものと考えられ、したがって狭義の国庫金と並んで余剰金の累積メカニズムを解明するうえで不可欠の勘定である。なお、西^{ヴェスト}プロイセン州の獲得による財政収入の増加も、この時期の国家財政にとっては無視できない要因であるので、同州に対するプロイセン税制の導入プロセスとその財政的意味を検討する。

(2) 戦後まもなく実施された間接税制の改革と、それによる間接税収入の動向を明らかにすること。七年戦争では敵対国であったフランスから相当数の徴税請負人を招いて、プロイセンにおけるアクチーゼ・関税の徴収と新たに設置されたタバコ・コーヒーなどの専売の業務を委託した謂わゆる「レジエ」(Régie)制は、フリードリッヒ二世政権下における最大の税制改革であるが、一見この奇異に思える外国人請負制度は当時のプロイセン官僚や納税者からの激しい反発を制して断行され、七〇年代における若干の組織変更を経て、同政権末期まで存続し

た。後の時代にプロイセン国家の崇拜者達から、大王の誉れ高き諸政策のなかで唯一の誤謬として惜まれた、このレジー制導入の真の意図は一体なんであつたのか。その背景や改革の内容を吟味するとともに、国王の隠し預金的性格を濃厚にしていったKDKとそれをプールとする余剰金蓄積政策との関連で、王政による積立金傾斜の観点からレジー制下の徴税費と間接税収入額を算定してみよう。

以下では、一八世紀後半におけるプロイセン財政を分析するうえで重要と思われる右の二つの課題を、それぞれ(1)財政収入の推移、(2)間接税収入の動向、に分けて考察する。

(1) フリードリッヒ二世の統治下において、前半の二十三年間のうち十三年間は戦争に費したが、後半の二十三年間は「バイエルン継承戦争」が発生したものの、プロイセンにとっては単発的な軍事行動で収拾した。前半の時期におけるプロイセン財政の推移にかんしては、拙稿「七年戦争」下プロイセンの戦費財政」(『横浜商科大学紀要』、第五巻)参照。

(2) A・スミス、大内兵衛訳『国富論(五)』(岩波文庫、一九五五年)、一〇頁。

Koser, Reinhold: Die preussischen Finanzen von 1763 bis 1786, *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*, Bd.16(1903), S.101. 本稿が主に依拠する上記文献は、一八世紀プロイセン財政にかんするR・コーザーの二つの論文の最後のもので、大王の『政治遺訓』、内閣訓令、国庫文書およびリーデル(一八六六年刊)やライマンの著書(一八九三年)を参考にして論述され、七年戦争後のプロイセン財政については手元にある中で最も詳しい研究である。

(3) プロイセンにおける工業化や産業革命にかんし、邦文文献のみを掲げる。諸田實「ドイツにおける産業革命の展開」(『商経論叢』第三巻)、福応健「ドイツ『産業革命』の諸問題」(『社会経済史学』第三二巻)、肥前栄一「産業革命のドイツ的形態——産業構造把握の視点からの一試論——」(『土地制度史学』第三九号)、中川敬一郎「後進国の工業化過程における企業者活動——ガーシエンクロン・モデルを中心に——」(『経済学論集』第二八巻三

号）、遅塚忠躬「経済史上の一八世紀」（岩波書店『世界歴史』第一七巻）。

(4) Hintze, Otto: Friedrich der Grosse nach dem Siebenjährigen Kriege und das Politische Testament von 1768, *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*, Bd.32(1920), S.34.

II 財政収入の推移

1 G D K、G K Kおよびシュレージエン州金庫の収入

まず、王領地および一部の特権収入を管理したG D Kの勘定からみてみよう。従来、G D Kの収入にかんしては、行政費を控除した純額しか知られていなかったが、第II-1表では、R・コーザーの史料研究によって、初めてG D Kの粗収入と費用額が掲げられている。⁽¹⁾これによると〔粗〕収入（表の(1)欄）は、六三／六四年度の四五万ターラーから八六／八七年度の八五四万ターラーへと着実に増加し、戦後二三年間で四〇〇万ターラー、年平均一七・四万ターラー増となる。もともと七五／七六年度以降の著しい増収傾向は、後述する西プロイセン州のプロイセン領への併合による王領地収入の増加に依るものであるが、それにしても、この期におけるG D K収入の着実な増大にはどのような要因が働いていたのであろうか。王領地経営の実態分析が欠けている現段階では推論の枠をこえることはできないが、思うに第一は王領農民の増加、第二は栽培面積の拡大、第三に作付方式の

改良や牧畜の集約など「農業革命」の進行による地代収入の全般的上昇が挙げられよう。⁽²⁾一方、GDKの費用額(表の(ロ)欄)も粗収入の増大に見合つて増加しつづけ、七〇年代以後は粗収入の約三七%を占めている。この費用には中央および地方官庁の一般行政費が主に含まれていたが(戦前においては一〇〇万ターラー余)、戦後においては大規模な干拓工事や植民政策が実施され、しかもプロイセン国家の行政費節約政策を考慮に入れると、GDKにおける費用増加の大半が土地改良投資にふり向けられ、これがまた王領地収入を増大させる効果をもつたものと推察される。⁽³⁾粗収入から費用額を控除した純収入——これが通常、GDKの収入額として解されているもの——は、戦前においては年当り三五〇万ターラーが標準の収入額として設定されていたが、⁽⁴⁾戦後においては表の(イ)欄のとおり粗収入の拡大に見合つて増加をつづけ、フリードリッヒ二世政権末期の八六/八七年度には標準額より一七四万ターラー増の五二四万ターラーとなった。いま、七五/七六年度以降の西プロイセン州獲得にともなう収入額分八〇万ターラーを割引いて(後述)、標準額との差額を計算すると表の(ホ)欄のとおりとなり、GDKの〔純〕収入は年々

第II-1表 GDKの収入 (単位：1万ターラー、千の位で四捨五入)

	(イ) 粗収入	(ロ) 費用	(ハ) 純収入	(ニ) GKKへの補給金	(ホ) 純収入の標準額との増減
1763/64年度	454	122	331	177	-19
64/65	519	141	378	193	+28
66/67	542	164	378	204	+28
69/70	601	201	400	227	+50
70/71	649	245	404	230	+54
72/73	689	264	411	237	+61
73/74	695 ^(*)	265	415	241	+65
75/76	810	287	508	293	+78
85/86	853	315	523	308	+93
86/87	854	315	524	309	+94

(*)この年度の収入の停滞は、70-72年における凶作の影響によるものと思われる。

第II-2表 GKKの収入

(単位：1万ターラー，千の位で四捨五入)

	州からの 税収	GDKから の補給金	その他の金庫 からの補助金	計
1763/64年度	341	177	10	528
64/65	396	193	33	621
66/67	433	204	16	652
69/70	421	227	5	652
70/71	421	230	8	659
72/73	421	237	23	681
73/74	421	241	98	759
75/76	499	293	8	801
85/86	497	308	12	817
86/87	497	309	35	840

確実に増大していたことが分かる。ところで、この〔純〕収入金は、戦前の仕方と同じように、以下の三つの費目に配分された。

第一は国庫への送付であり、その金額は七四/七五年度まで年七〇万ターラー、西プロイセン併合後の七五/七六年度からは四〇万ターラー追加されて年一一〇万ターラーであった。第二に年間一〇〇万ターラー余の官廷費⁽⁵⁾、そして第三に表の(二)欄で示したGKKへの補給金であり、その金額は純収入から国庫送付金と官廷費用を差引いた残金に相当する。第一と第二の費目は支出額がほぼ固定されていたから、GKKへの補給金はGDK収入の増大に比例して著しく拡充することができ、そのことは、次にのべるようにGKKそれ自体の収入は戦後の期間あまり増加しなかったため、戦後の軍事力増強に要した追加的な費用がGDKからの資金援助に大きく依存していたことを意味する。

なお、戦前においてGDK収入の二割を占めていた特権収入は新規のものを含めて戦後その多くをKDKに組入れられることになり、当金庫の勘定は戦後のプロイセン財政において重要な役割をもつので、この点については別項を設ける。

次に、収入のすべてを軍事費にふりむけたGKKについてみ

てみよう。前にもものべたように、プロイセンにおいて、農村地域に対するコントリブツイオーンと都市に賦課したアクチーゼ・関税による収入金は徴税行政費を控除してGKKで管理されたが、第II―2表はその収入の戦後における推移を示している。⁽⁶⁾これによると、GKKの収入は終戦後の二年間を除いて四〇〇万ターラー台を維持し、とりわけ七五／七六年度からは西プロイセン州の獲得による増収分七〇万ターラー余が付加されて、収入総額は五〇〇万ターラーに近づいた。しかし、領土の拡張による追加分を割引くと、GKKの収入は、戦前に設定された標準収入額四〇〇万ターラーより僅か二〇万ターラーないし三〇万ターラー増の水準にとどまったことになる。したがって、先にのべたGDK収入の急速な増大に比し、GKKの収入は戦後の二〇年間において実質的には微増にすぎなかったことになろう。その理由のひとつは、農村に対する直接税の変更はなく、若干の減税はあつても増税政策は実施されなかったことであり、いまひとつは間接税（アクチーゼ・関税等）に対しては後述するように大幅な改革が断行されたが、それによる増収分はGDKに納入されたので、GKKの収入増加には連がらなかった⁽⁷⁾のである。他方、GKKの次年度繰越金は全くないか、あつてもそれは微々たるものであつた故、第II―2表における収入合計額がそのまま各年度における経常の軍事支出額と理解してよい。一七八六年の軍人数は一九万五、〇〇〇名、シュレージエン州を除くその年度の軍事費総額は八四〇万ターラーに達し、GKK収入の停滞傾向を考慮に入れると、戦後に増大した軍事支出の大部分は前述したGDK補給金から賄われ、それでもなお一部の不足分はKDKなど「その他の金庫」からの援助に依存した。⁽⁸⁾

さて、シュレージエン州の財政管理については、戦後も戦前の方式を継続して、GDKやGKKと連結しない別個の勘定を設けて運営された。第II―3表は一七七六年におけるシュレージエン州の財政収支を載せているが、この表は本稿の対象とする戦後の期間において唯一の且つ最も詳しい史料であるので、以下では、この統

「七年戦争」後のプロイセン財政と間接税収入（久保）

第II-3表 シュレージエン州の財政収支（1776年）（単位：1ターラー）

収入の部		支出の部	
①	コントリブツィオン 1,860,255	①	軍事費 2,492,647
②	小土地所有税 (Nahrungsgeld) 113,802	②	役人俸給 340,184
③	アクチーゼ 753,174	③	徴収費 53,897
④	官職税 7,143	④	特別命令により 15,085
⑤	印紙税 14,912	⑤	年金その他 8,460
⑥	各種の小王領地収益 5,349	⑥	ベルリンのGDKへ 32,838
⑦	関税 164,443	⑦	国庫へ 700,000
⑧	塩税 273,146		
⑨	管区 (Amt) から 213,006		
⑩	森林 41,153		
⑪	管区総小作人から 12,934		
⑫	ユダヤ人保護税 9,107		
⑬	支所(Kammereien)上納金 24,072		
⑭	司数区 (Stifter) 上納金 900		
⑮	裁判所手数料および科料 6,400		
⑯	郵便 42,505		
⑰	鋳山工場より 4,034		
	小計 3,546,548		
⑱	GKKからの補助 112,378		
	計 3,658,926		計 3,643,114

計にもとづきシュレージエン州の財政状況を捉えてみよう。⁽⁹⁾ まず収入の部であるが、その総額はGKKからの

シュレージエン守備兵費用として臨時に支出された補助金(表の項目番号⑩)を差引いて約三五〇万ターラー余であり、そのうち地租(①と②)が五五・七%、アクチーゼ・関税(③と⑦)が二五・九%、特権収入に属するものが九・六%(④、⑤、⑧、⑯および⑰)、王領地関係の収入(⑥、⑨、⑩、⑪、⑬ならびに⑭)が八・四%を占めている。七年におけるこれらの収入金および収入科目は戦争以前と大差はなく、戦後のどの期間においても会計上ほとんど同様の金額や構成比で推移したと思われる。⁽¹⁰⁾ 一方、支出の合計額は約三六四万ターラーに達し、七万人の駐屯軍に要した軍隊費用は二四九万ターラーの六八・四%、国庫への送金が七〇万ターラーの一九・二%、そして州内の行政費(「支出の部」の②、③と⑤)が四〇万ターラーの二一%という内訳である。

なお、GDKやシュレージエン州金庫から前述の一定額の納付金を基金とする国庫金(Saatschatz)または通称(Grosser Tresor)は、七年戦争後、左表のような残高状況で推移した。⁽¹¹⁾ 七〇年代に発生した農業の凶作やバイエル

第II-4表
戦後における国庫金の
推移(1764~86年)
(単位:1万ターラー)

1764年	7月2日	1,564
1765年	7月19日	1,763
1766年	5月31日	1,703
1768年	5月 末	1,854
1769年	5月 末	1,916
1770年	5月 末	1,917
1771年	5月 末	1,842
1772年	5月 末	1,919
1773年	5月 末	1,925
1779年	6月14日	1,932
1780年	6月 末	1,964
1786年	8月17日	2,264

ン継承戦争(プロイセンの戦費支出はおおよそ二〇〇万ターラー)によって、同期における国庫金ストックの停滞もしくは切崩しの現象がみられるものの、総じて長期的には増加傾向を示し、六四年から二三年間に計七〇〇万ターラーの純増が創出され、フリードリッヒ二世没時の八六年における国庫金は二、二六四万ターラーという膨大な財政余剰に達したのである。

(1) R.Koser, A.a.O., S.105.

コーザーの表では、ターラー単位の数値まで掲載されているが、しかし史料の典拠や算出の方法については直接には説明されていない。ただ、彼の論文は *Kabinettpapier* や *Tresorakte* に依拠していることが記述の初めに示されているので、この表も同様の史料に基づいて作成されたものと思われる。なお、第II—1表における純収入とGKKへの補給金については、六三／六四年度と六四／六五年度の二カ年を除いては、A・F・リーデルの付表 (A. F. Riedel: *Der brandenburgisch-preussische Staatshushalt in den beiden letzten Jahrhunderten*, Berlin 1866) に掲げられた金額と同じである。

(2) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』（御茶の水書房、一九六七
年）と Abel, Wilhelm: *Agrarkrisen und Agrarkonjunktur
in Mitteleuropa von 13. bis zum 19. Jahrhundert*, Berlin
1935.2.Aufl., 1966（寺尾誠訳『農業恐慌と景気循環——中世中期
以来の中欧農業及び人口扶養経済の歴史——』、未来社、一九七
二年）を参照のこと。

王領農民数や耕地面積がどの程度に増加したかは今のところ不明であるが、戦後の大規模な干拓工事、人口の増大政策あるいは国家による熱心な移民誘導政策が王領地の拡大に功を奏したのは確実であると思われる。とりわけ移民・植民政策に関連して述べると、フリードリッヒ二世の政権期間に約三〇万から三五万人がプロイセンに移民して五三九の村落を形成（一七八五年一月二七日の Hertzberg 大臣の報告による）、とくにザクセンやベーメンからの避難民を受入れて、下表のとおり、合計五万七、四七五名の家族が東プロイセン、シュレージエン、クールマルクなど

	村落及び 分農場数	植民家族数
クールマルク	217	10,740
ノイマルク	152	3,643
ボンメルン	100	5,312
マグデブルク、ハルバーシュタット	20	2,805
ヴェストファーレン	—	4,940
西プロイセン	50	1,119
シュレージエン	—	14,050
(小計)	539	42,609)
東プロイセン	460	14,866
(合計)	999	57,475

(注) 小計までが Hertzberg の報告に基づく数字で、これに A. Skälweit が Berliner Geheimer Staatsarchiv から新史料を見出して、東プロイセンの統計を加えた。

ロイセンの各地域に植民した (Skalweit, August: *Wie viel Kolonisten hat Friedrich der Grosse angesiedelt? Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*, Bd.24(1909),SS.243-248)°

- (3) G D Kから土地改良事業のために年々どの程度の投資支出が行なわれたかは今のところ把握できないが、一七七六年のフリードリッヒ二世『政治遺訓』によれば、これまで(一七五五年)公共事業費・土地改良費ならびに災害費を合わせて年間平均三七〇万ターラー余を計上したことがしるされており、また他の資料(ヘルツベルク大臣の報告)では、干拓・森林・地方官庁および貴族農民援助など中央財政から州へ支給された交付金の総額は一七六五―一八五五年の二〇年間で二、四〇〇万ターラーにのぼったという。七年戦争後、干拓工事で代表的なものはキュルストリンとドリーゼンの間にある Warthe と Netze 湿地の改良であり、その工事はペトリ將軍の指揮の下に六六年から一〇年間、費用総額七五万ターラーを要し、完成によって三、五〇〇世帯一万五、〇〇〇人が定住できたという。その他 Drömling(Alt Mark) 湿地の埋立て、Havel 峡谷、Schöneberg-Charlottenburg 間、Kürstin-Bromberg 間の荒地・砂地の開墾工事、沼地の排水工事で代表的なものには Madü 湖(一七六九年着工、費用三万六、〇〇〇ターラー、七〇〇世帯の定住)、Thurbruch(一七七一年、費用一万ターラー、二八〇世帯の定住)、Plöne 河川敷(一七七四年、費用四万ターラー、一五〇世帯の定住)などがある(Henderson, W.O.: *Studies in the Economic Policy of Frederick the Great*, 1963, pp.123-135)°

(4) 拙稿、前掲論文を参照。

- (5) G D Kから賄われた宮廷費は、リーデルの文献でも、七年戦争後しばらく年間ほぼ一〇〇万ターラーを固定して計上しており、贅沢を戒めたフリードリッヒ二世の宮廷費節約の徹底化がうかがわれる (A.F.Riedel, A.a.O.,S.124)°

(6) R.Koser, A.a.O.,S.106.

(7) G K Kの決算書 Plus-Extract に基づく繰越金の一覧は左掲のとおり(*Ibid.*,S.106f)°

- (8) 試みに、第II―2表における一七六四/六五年度の「その他の金庫」からの補助金三三万ターラーには、次のものが含まれた(一ターラー未満は切捨てて掲げている)。

Aus der Ostfriesischen Ober = Renteh	47,891
Zur Augmentation des Corps Ingenieurs	22,600
Aus denen Pferde = Cassen = Geldern	19,800
Aus der Invaliden = Casse	13,651
Aus dem Herzogthum Schlesien	12,500
困田から	212,803
	332,810

また、七二／七三年度の「その他の金庫」からの補助金二三万ターラーのうちKDKから一〇万ターラー、戦後に最も多額の補助金を計上している七三／七四年度の九八万ターラーは西プロイセン占領から生じた臨時収入により、八六／八七年度はKDKより約二三万ターラーが送金された(*Ibid.*, S.105)。

(9) *Ibid.*, S.111f.

(10) Grünhagen, Colmar: Der Schlesische Schatz, *Zeitschrift des Vereins für Geschichte und Alterthum Schlesiens*, Bd.27(1893), S.206f.

(11) R.Koser, A.a.O., SS.102-104.

(12) 国庫に準じた金庫勘定のひとつとして、一七六三年から軍隊動員にかかわる特別会計の「徴兵金庫」(*Mobilmachungskasse*)が設置され、その資金源は国庫やKDKからの出資に依存した。同金庫の収入の推移は下表のとおり (*Ibid.*, S.104, u.128)。

『徴兵金庫』の収入
(1764～86年)
(単位：1ターラー)

1764年	200,000
1765年	265,388
1767年	100,000
1768年	200,000
1769年	277,244
1770年	400,000
1771年	300,000
1772年	200,000
1773年	450,000
1774年	1,130,000
1778年	4,240,000
1786年	4,454,411

GKKの繰越金 (1764～76年)

1764/65年	6,203	Rth	18	Gr.	—	pf.
65/66	—	”	—	”	—	”
66/67	21,729	”	2	”	2	”
67/68	—	”	—	”	—	”
68/69	—	”	—	”	—	”
69/70	—	”	—	”	—	”
70/71	15,000	”	—	”	—	”
71/72	—	”	—	”	—	”
72/73	—	”	—	”	—	”
73/74	—	”	—	”	—	”
74/75	66,419	”	8	”	—	”
75/76	41,118	”	1	”	8	”

2 西プロイセン州の獲得とその財政的意味

プロイセンの隣国ポーランドはロシアやオーストリアからの侵略をうけるとともに、六九年における内戦の発生で国力が衰退、七〇年一〇月プロイセン軍のポーランド進攻を契機として三大国間にポーランドの一部を分割する協定が成立し、ロシアは東方のポーランド地域を、オーストリアは既に占領していたガルチア地域を、プロイセンは Marienburg, Kulm, Pomerellen, Netzedistrikt, Elbing, Ermland を主要領域とする西^{ウエスト}プロイセン州を獲得した。⁽¹⁾ 同州の面積は三万六、〇〇〇平方キロメートル、人口は六〇万人弱と少なく(大半がカトリック教徒)農工業の発達も不充分であったから、プロイセンにとっては、シュレージエン州領有の場合に比べれば、その経済的魅力は乏しかったものの、占領地をプロイセン領に併合することによって領土を一層に拡張し、同時にブランデンブルクの諸州と東^{オースト}プロイセン州との地理的空白地帯を埋めて政治的・軍事的統合を達成するということに、その重要な意味があつたといえよう。⁽²⁾

西プロイセン州における各地域の占有と平行して、七三年から七四年にかけてプロイセン軍隊が常駐し軍制を整える一方、七三年六月に同州内の行財政を統括する軍事御料地庁(Kriegs- und Domänenkammer)がマリエンヴェルダー市に設置され、初代の長官には前「東プロイセン軍事御料地庁」副長官ドムハルト(Johann Friedrich v. Domhardt)が任命され、また少し遅れて七五年には一七万人の居住するネッツェ地方を対象とする同官庁の支所 Kammerdeputation をブロムベルク市に設置し、枢密財務顧問官ブレンケンホフ(Franz Balthasar Schöberg von Brenckenhoff)

がその長の任に当った（なおエルムラント地方は地理的条件から東プロイセン州の行政管轄内となった⁽³⁾）。さらに西プロイセン州の行政機構は、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の行政改革（一七三二年）以降シュレージエン州以外のプロイセン全国において実施されていた方式を採用した⁽⁴⁾。すなわち、中央官庁であるベルリンの総監理府 *Generaldirektorium* が西プロイセン州軍事御料地庁を監督し、同庁が州内の各地域に配属されている行政官——王領地における *Domänenpächter* や、都市における *Steuerrat* や農村私領地における *Landrat* などを中心とする末端官僚——を統率するという支配形態を採った⁽⁵⁾。したがって税財務についても従来の方式どおり、西プロイセン州の王領地に関する会計は同州王領地金庫、都市と農村私領地に関しては同州軍事金庫が担当し、双方の州金庫はそれぞれ中央レベルの財務機関であるGDKおよびGKKと従属的な連結関係をもった。

さて、右の軍隊および行財務機構の整備とならんで、プロイセン政府の早急な課題は占領地における租税制度を改革して、プロイセン税制を導入することであった。もともと、獲得前の西プロイセンにおいては、農村では収穫量を基礎とする人頭税 (*poglowe*)、都市ではアクチャーゼ・消費税という農村と都市の分離課税方式を施行しており、したがって税体系の面ではプロイセンと頗る類似していたが、貴族や教会は免税とされており消費税も旧来の税率表に基づいていたので、細部においてはプロイセン税制との相違点は多かった。もちろん、プロイセン王政の関心事はプロイセン流の新税制を導入した場合に、獲得領土からどの程度の財政収入が期待できるかであり、すでに国王フリードリッヒ二世は占領と同時に、東プロイセン州の軍事御料地庁を通じて各占領地域ごとに住民数と納税額を報告させ、税制改革の具体的な検討を開始していた。そして三大国間の分割協定が成立すると直ちに、国王は改革作業を実際に推進する中枢機関としての「査定委員会」 (*Klassifikationskommission*) を正式に発

足させ、西プロイセン州における諸都市に対しては新規の税率表に基づくアクチーゼ・関税のプロイセン課税方式を、農村に対しては東プロイセン州の「一般フーフエ税」をモデルとした謂わゆるコントリブツィオン賦課方式を施行する旨の改革大綱を発令した。⁽⁶⁾ 前者の西プロイセン州における都市に関する新税制の内容は当時すでにプロイセン全国に履行されていたレジー制度下の課税方式と同一であるので、したがってこの点については次節に譲ることにして、ここでは西プロイセン州財政に占める農村税制の重要さの視点から、後者のコントリブツィオン制への改革過程と賦課の内容を取上げることにする。

まず、各所領地が生み出す収穫量を査定し、最終的には純収穫額を算出して地租を決定する作業を主なる任務とした「査定委員会」は、クレーベの税制改革を手がけ終えたばかりの枢密財務顧問官ローデンを長に *Geheimrat Krause, Kammerdirektoren Wagner und Winkelmann, Kriegs- u. Domänenrat Jonae* の五名によつて審議・運営され、それにおよそ六〇名の軍事顧問官・郡長・技師・事務官が加わり、測量士四〇名を伴つて各管区ごとに所領地を調査、それぞれ査定簿 (*Vermessungsregister*) に記入し、最終的には次のような手続きをへて西プロイセン州の租税台帳 (*Kontributionskataster*) を作成した。⁽⁸⁾ まず獲得前から存在した土地図や占領時の調査報告書、不備な区域では実際の測量——*Ermland, Marienburg, Kulmerland* 地方では綿密な測量を実施した——に基づき、地元の信頼のおける名士や実力者を立会人として、土地の所有者及び居住者に対し、名前・家族・宗教・土地の種類と面積・権利状況・従前の納税・家畜・耕作状態など約一八〇項にわたる質問を行ない、それを逐一、改革委員が調査した。そして農地に関してはそれを等級付けし、豊作、平年作、凶作の三つの作付水準に分けて収穫量 (*Bruttoertrag*) を査定し、種蒔量を見積った。この〔粗〕収穫量から播種量を差引き、その半分を生産費用や生計費用など必需経費として控除し、残り半分をその土地が生み出した謂わば〔純〕収穫量 (*Reinertrag*) とみな

し) $(\text{〔田収總額} - \text{〔雜費總額〕} \times \frac{1}{2} = \text{〔淨収總額〕})$ 、これを一七六八年の穀物価格で換算して貨幣表示の純收穫額(Geldreinertrag)を算出し、この価額を農地に対する課税標準とした。農地以外の土地(果樹園、牧草地、森林等)、畜産・漁業等の営業および農民の夫役・地代など農業経営外から得た収入は、貴族領ならびに教会領に対してのみ、一定の費用を控除して貨幣額に換算、これを先の耕地からの純收穫額に加算して所領地ごとに純収入の総額を算出し課税の標準とした。このような純収入を基礎とする課税標準に対し、税率は、土地所有の形態により三種類に区別した。すなわち、(一)農民地(Bauernhof)に対し、 $33\frac{1}{3}$ パーセント、(二)騎士夫役(Ritterdienst)のないケルマー・ Kölner 及び自由農民に対し、二八パーセント、(三)騎士夫役のあるケルマー及び自由農民、ならびに貴族領とその分農場に対し、二五パーセントである。

以上の主に土地に賦課する租税(これを Hufenkontribution と総称した)の他に、次の四種の少額の税目(Nebensteuer)があった。①保護税(Schutzgeld)・・・土地を僅かしか所有しないか全く所有しない農村住民全員を対象に、蹄鉄工・車大工・大工職人・靴修理工・亜麻織工・仕立屋などの農村手工業者、商人、小売商および居酒屋に対し年額一ないし二ターラー、持家のあるアイゲンケトナーやゲルトナーに対し六〇グロッシエン、アインリーガーに対し三〇グロッシエンの課税。②飲料税(Tranksteuer)・・・農村で消費されるビールおよび火酒を対象に、ビールトンにつき三〇グロッシエン、八年産の火酒に対し一二グロッシエンの割合で消費税の賦課。③騎士夫役税(Ritterdienstgelder)・・・もともと兵役義務免除の見返りとして賦課した東プロイセン州の例にならない、騎士領地一五フーフエ以下の所有者に対し一〇ターラー、二五フーフエ以上の所有者に対し一五ターラー、騎士夫役のあるケルマーに対し六ターラー六〇グロッシエンの課税。④水車税(Mühlenkontribution)・・・水車の所有者に対し、粉挽きによる収益に応じ、通常二ターラーから四ターラーを賦課した。

第II-5表 Katellan Graf Dambski 所領地に対する賦課

(Sc.: シェップェル, T: ターラー, Gr.: グロッシェン, pf.: プフェニツヒ)

[A] 伯爵地に対して——9フーフェのHerrschaftと12フーフェの森林——

イ) 純収入額の内訳

i. 耕地および牧草地収穫

ライ麦	75Sc.	
	(1 Sc.あたり	52.5Gr.)
大 麦	17Sc.	
	(1 Sc.あたり	37.5Gr.)
燕 麦	81Sc.	
	(1 Sc.あたり	20 Gr.)
豌豆	6Sc.	
	(1 Sc.あたり	52.5Gr.)
亜 麻	1Sc.	
	(1 Sc.あたり 1 T 30	Gr.)
	小計	約71T
干 草	80Fuder Heu	
		106T60Gr.

①……177T60Gr.

ii. 畜産収入

乳 牛	12頭	24T
不乳牛	12〃	6〃
羊	20〃	3〃
豚	18〃	3〃

②……36T

iii. 森林収入

建築用木材	2フーフェ	16T
潤葉樹	10フーフェ	50〃

③……66T

ロ) 純収入の総額 394T (①~③の合計)

ハ) コントリブツィオン査定税額 … 98T58Gr.9pf.

(計算 純収入の総額394T×貴族領につき税率25%)

ニ) その他の租税

- i. 飲料税 7T30Gr. (18トンのビールに対して6T, 10年産火酒に対して1 T30Gr.)
- ii. 騎士夫役税 5T
- iii. 保護税 16T30Gr. (手工業者, ゲルトナー, インストロイテ等に対して)

[B] 農民地に対して——8フーフェ——

イ) 純収入額の内訳

i. 耕地および牧草地

穀 物	71T
干 草	32T
	103T

ii. 家 畜

雌牛	12頭 (1頭あたり 1 T30Gr.)
豚	16頭 (〃 12Gr.)
	18T12Gr.

控除

iii. 地代 30T60Gr.

iv. 領主への夫役義務の金納代40 Tおよびその他付加 7T

ロ) 純収入の総額 (i + ii - iii - iv) 44T

1フーフェ当り 5T48Gr. (44T÷8フーフェ)

ハ) 1フーフェ当りのコントリブツィオン額 1 T76Gr.

(計算 1フーフェ当りの純収入額5T48Gr.×農民地につき税率33⅓)

ここで、税制改革後の西プロイセン州における農村税の実態を示す貴重な事例を取上げ、それを一覽表(第II-5表)にまとめてみたので参考にされたい。⁽⁹⁾ 該当の所領地は *Kastellan Graf Dambski* 騎士領で、面積二九フーフェ、そのうち耕地および牧草地が一七フーフェ(九フーフェが伯爵領地 *Herrschaft*、八フーフェが四家族からなる地代農民地)、森林地が一フーフェであり、領地内の住民は農民家族のほかには居酒屋一名、船頭兼ビール小売人一名、煉瓦職人一名、手工業者二名(蹄鉄工と炉焼工)、ゲルトナー一三名、そしてインストロイテの五名である。

以上の地租(コントリブツィオン)と四種目の税は、アクチーゼの課されない耕地都市(*Ackerstadt*)を含む農村を対象に課税されたが、⁽¹⁰⁾次に属する土地は農村に所在しても同税制の適用除外となった。(A)国王の直轄地分農場ならびに同森林(*Königliche Domänenvorwerke und Forsten*)と、王領地として没収された *Starosteien*——少小作地代方式を採用、(B)教会領(*geistliche Güter*)。当初コントリブツィオン賦課の予定であったが(純収入の五〇パーセント)、七二年一月一日と二日付国王の内閣訓令により前項と同様の取扱いとなる。(C)病院、救貧院および慈善目的の教会財団(*geistliche Stiftungen*)が所有する土地。

このように西プロイセン州の農村に対する税制は、東プロイセン州の『一般フーフエ税』を手本としたことから勿論、東プロイセン州の課税方式と非常に類似しているが、西プロイセン州の場合つぎの諸点に関して異なり、賦課の公平化をめざした制度上の進展がみられる。第一は、領主に納める隷民の地代と夫役義務は、領主にとっては純収入に加算されて課税の対象となったのに対し、隷民側にとってはその負担額——いわゆる *Domialkontribution* と呼ばれたもの——は収入額から費用として控除され、実質的には農民に対する租税負担が軽減された。第二は、東プロイセン州で課税されていた従来の角・蹄税(*Horn- und Klauenschoss*)が西プロイセン州では廃止された一方、東プロイセン州よりも保護税が引下げられたので、土地所有のない隷民や職工が税制面から保護された

こと、第三に、ケルマーおよび自由農民に対し、夫役有無の基準から二層の区分税率をつけて税負担の公平化を図ったことである。

最後に、西プロイセン州財政の収支状況を統計表から把握しておこう。まず、第II-6表は州軍事金庫における二カ年度、すなわち獲得後の財政制度が安定した七四/七五年度とフリードリッヒ二世政権末期の八六/八七年度の収支内訳を示している。これによると軍事金庫の収入は、前にも述べたように、ほぼ州の租税収入に相当し、その年度予算額は七〇万ターラー前後

第II-6表 西プロイセン州における軍事金庫 (1774/75年度と86/87年度)
(単位：1ターラー)

収入の部			支出の部		
	1774/ 75年度	1786/ 87年度		1774/ 75年度	1786/ 87年度
I. コントリプツィ オーン	374,488	402,010	I. GKKへの送金	628,355	685,809
II. アクチャーゼ	300,000 ²⁾	299,835	II. 官吏給料 (Steuerräte, Landräte, Kreisbeamte, Kriegskasse)	8,970	5,122
III. 麦税 ¹⁾ (Weizen- steuer)	6,919	5,536	III. Zum Kompetenz- quantum für die West- preussischen Kämmereien	22,095	18,127
IV. その他 主に, 東プロイセン州 軍事金庫から	5,428		IV. その他 主に, アクチャーゼ行政 のための臨時費	20,000	
印紙収入		12,900	司法行政費		1,380
海外貿易会社より		13,000	替え馬費用		1,494
グラウデントツ要塞 建設用として ブロンベルク支 所より		1,248	軍隊へ		18,943
計	686,836	734,529	計	686,836	734,529

1) Riedelの文献から推察して、小麦に対して課せられた粉碾税と考えられる

2) 前年度予算額を計上

(出所) M.Bär, 注(2)の掲載文献, Bd.2 <Quellen>, Nr.689とNr.692より作成

「七年戦争」後のプロイセン財政と間接税収入 (久保)

であり、そのうち地租(コ
ントリブツィオン)収
入がおおよそ四〇万ター
ラーで五五% (地域別内訳
は七四/七五年度の場合、
Kreis Marienburg・Christ-
burg・Elbing 八万ターラー、
Kreis Kulm-Michelau 九万
四、〇〇〇ターラー、Kreis
Dirschau・Stargard・Schlo-
chau 一、一五、〇〇〇ターラ
ー、Neuze 地区六万ターラー
余)、アクチーゼ・消費税
収入が三〇万ターラーで
四〇%から四五%を占め
た——フリードリッヒ二
世政権のもとで獲得され
たシュレージエン州の

第II-7表 西プロイセン州における王領地金庫——決算

(1775/76年度と86/87年度)

(単位：1ターラー)

	1775/76年度	86/87年度
1. 58 (86/87年度は48) の管区 ^{アムト} からの上納金	312,162	600,915
2. ネットツェ地方16の管区 ^{アムト} からの上納金	46,957	
3. 教会領上納金 (Überschussgelder)	4,757	41,992
4. ユダヤ人保護税	562	1,300
5. ネットツェ地方における塩販売収益 (海外貿易会社より)	3,885	1,885
6. 森林収益	37,328	36,598
7. ダンツィヒ水路税 (Wasserooll)	163,456	163,456
フォルドン水路税	209,364	209,364
陸路税 (Landzoll)	12,000	10,780
8. ドレベンツェ新税	—	1,219
9. 国王より特別融資	19,714	—
10. 各種の税から	1,856	5,556
11. その他の金庫から		
西プロイセン軍事金庫	3,000	—
東プロイセン王領地金庫	5,280	6,180
塩収入	56,904	59,757
郵便収入	43,124	45,231
官職金庫収入 (Chargenkassenrevenue)	2,000	2,000
二、三の金庫から	—	100
収入合計	992,354	1,186,337
支出 (年金, 給料および臨時費)	96,060	352,761
GDK送金額	826,294	833,575

(出所) R.Koser, A, a. O., S. 109.

場合、コントリブツイオン収入が一八六万ターラー、アクチーゼ収入が七五万ターラー余であった。税収額と対比されたい(第II-3表参照)。他方、軍事金庫の支出は州内行政費(司法官吏給与を含む)の約五万八、〇〇〇ターラーを差引いて、残額つまり七四〇七五年度六二万八、〇〇〇ターラー、八六〇八七年度六八万五、〇〇〇ターラー余をGKKに一旦は送金してGKKが集計管理した後、西プロイセン州の軍隊糧食費用として、西プロイセン州からのGKK送金額の半分程度の金額を同州に再配分した。次に、第II-7表から西プロイセン州の王領地金庫の勘定をみると、同金庫の収入総額はおおよそ一〇〇万ターラー、そのうち七五〇七六年度における構成比をとると、最も大きな割合を占めるものが関税収入で三八・八%(他州では「税収」科目として軍事金庫の会計に組入れられているが、西プロイセン州においては王領地金庫の管理下となった)、王領地収益が三六・二%(表の項目番号1と2)、ついで塩五・七%、郵便四・二%、森林三・八%などの特権収入の順になっている。これらの収入から、軍事御料地庁の官吏俸給・年金・王領地管理人(Amtshauptmann, Forstbediente)への支払いなど行政費用を控除して、年額八〇万ターラー余りがGDKに剰余金として送付され、これが前述したGDKの増収を潤す一役を担った。⁽¹²⁾以上の統計値を総合すると、平均して、西プロイセン州の財政収入は関税を含めた租税収入が一〇万ターラー程度(地租四〇万、関税三八万、アクチーゼ・消費税三〇万)、王領地・王領林および特権収入が六〇万ターラー弱の合計一七〇万ターラー程度であり、他方、財政支出はGDK送金八〇万、GKK送金六五万、行政費二五万ターラーであった。他州における財政収入の構成と比較して、第一に財政規模が小さいこと、第二に関税収入の占める割合が大きいこと、第三に王領地からの収入が相対的に低いこと、などが西プロイセン州財政の特徴として挙げられよう。

(1) フリードリッヒ二世のポーランド分割構想に基づいて、ロシアとの交渉には国王の弟ハインリッヒ皇子が活躍、七二年一月一五日ペテルスブルクにて協定書が締結され、オーストリアはトルコ戦争介入を考慮して七二年八月五日プロイセンと分割条約を締結、七三年九月三〇日ポーランド帝国議会は三大国間による分割を事後承認した。七二年九月二七日にマリエンブルク城広場にて宣誓式典が挙行され、分割によりてプロイセンが領有した地域を西プロイセン州と名付けたのは、七三年一月三一日の国王命令による。なお、ダンツィヒ市とトルン市は自由都市としてプロイセン領から除外された(両都市は一七九三年にプロイセンの領有となる)。西プロイセン獲得をめぐる以上の経緯は、主に Schumacher, Bruno: *Geschichte Ost- und Westpreussens*, Würzburg 1977, S.210f. を参照した。

(2) Bar, Max: *Westpreussen unter Friedrich dem Grossen* (Publicationen aus den K. Preussischen Staatsarchiven 83) Bd.1. (Darstellung), Leipzig 1902, Neudruck Osnabrück 1965, S.8.

文書官 M・ベールの右の文献、第二巻『資料』編は、西プロイセン州に関する国王の内閣訓令、指示、命令ならびに官庁・官僚の報告や記録など六六六点、統計類三〇点、宣誓式に参列した各地域代表者名簿等が網羅されており、西プロイセン領有当時の状況を把握するうえで、現在においては欠かすことのできない貴重な文書史料である。

(3) 『マリエンヴェルダー軍事御料地庁の設置承諾書』(一七七二年一月一三日)によれば、同官庁は西プロイセン州における財政収入、王領地管理、警察を含む行政を担当し、とくに次の業務を履行することが定められている。

- (i) 租税、コントリブツィオン及びアクチーゼ業務
- (ii) 王領地、森林ならびに狩猟の管理
- (iii) 生業、手工業、ツunft、イヌン
- グ、工場、水、陸商取引の監督、新規植民、道路・橋梁整備

西プロイセン州の人口* (1773年)

	(内都市)
Ermland	95,933 (23,998)
Marienburg	83,401 (17,900)
Kulm u. Michelau	96,455 (9,771)
Pomerellen	139,162 (25,391)
小計	41,951 (18.6%)
Netzebezirk	
56都市	40,955
17管区	17,939
9クライス	111,360
小計	170,254
合計	585,205人

* 国王へのドムハルト軍事御料地庁長官の報告による
(出所) *Ibid.*, Bd.2(Quellen) Nr.676 u. Nr.678より作成

排水溝、河川航行、運河建設、防火、警察・治安、度量衡、パン・ビール・火酒・肉税の管理徴収 (iv) 都市の収入および金庫の管理、行軍・舎営・替え馬、司法の一部の監督。

西プロイセン軍事御料地庁にはドムハルト長官以下三役、Kammerpräsident Klaus Bertram von Below, Direktor Karl Vorhoff(ケーニヒスベルク東プロイセン軍事御料地庁でドムハルトの部下であった) Oberforstmeister Wilhelm Sigismund von Seydlitz (狩猟、森林、国境問題を担当)、ケーニヒスベルク東プロイセン軍事御料地庁で同職にあった)、そして六名から一〇名の Kriegs- und Domänenrat が王領管区、都市などの地域別業務と財務・税務・専売・司法・警察・商工業などの専門的業務を重複分担し、その他 Kammerjustitiar, Kammerfiskal, Kanzleidirektor, 三名の Kammersekretäre, 一名の Registratoren、三名の Kalkulatoren, 三名の Kanzlisten, 二名の Kanzleidiener, Kammerausreuter, 王領地金庫および軍事金庫の担当官として四名の官吏、その他 Oberempfangler, Kontrolleur, Kassierer, Kassendiener などの会計官がいた (*Ibid.*, Bd.1, SS.91-96, u. Bd.2, Quellen, Nr.132)。

なお、西プロイセン州における軍隊の配置について、第一から第五の軽歩兵部隊が Marienburg, Pr.Holland, Braunsberg, Kulm = Graudenz, Mewe = Dirschau = Pr.Stargard に、歩兵隊が Elbing に、甲騎兵部隊が Soldau, Löbau, Neumark に、竜騎兵部隊がマリエンヴェルダー市ほか四都市に駐屯した(Hubatsch, Walther: *Friedrich der Grosse und die preussische Verwaltung*, Grote 1973, SS.182-183)。

(4) フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世による行政機構の改組に関しては、拙稿「ブランデンブルク＝プロイセンの財政収支(一七二三年～四〇年)」(『横浜商大論集』第一〇巻一・二合併号)参照。

(5) 郡長は、一七七二年一月一三日付発令の『郡長任命状』から要約すると、徴税、世襲・身分問題、軍事・糧秣・徴兵業務、担当区域の状況報告を主たる任務とし、貴族出身で各区域の長老格の者が選ばれ、主に貴族領やケルマール領の地租徴収とそれの州軍事金庫への送金を業務とする通称 Kreiseinnehmer と Kreisausreuter と呼ばれた末端役人が郡長を補佐した。西プロイセン州における獲得当時のネットツェ地方を除く郡長は八名で、その名前と担当区域(クライス)は次のとおり、v. Gottberg und v. Tettau(ermländische Kreise Heilsberg und Braunsberg),

Johann Karl v. Grabowski(Marienburgischer Kreis), v. Tyszka(Kreis Michalau), v. Ahlefeld(Kreis Kulm), Kasper Ludwig v. Below(Kreis Dirschau), v. Borkmann(Kreis Stargard), v. Lettow(Kreis Konitz)。

税務官は都市の行財務を担当したが、西プロイセン獲得の時には既にレジー制が導入されていたので、徴税業務は縮小され、したがって税務官の仕事は都市における商工業の監督、警察・治安および軍事問題に携っていたようである。主たる税務官とその担当都市は次のとおり（ネッツェ地方を除く）¹⁾ v. Lindenowsky(Marienburg), Wasiansky(Kulm-Michelau), Michalowsky(Konitz), Thiel(Dirschau-Stargard)。

王領地ドメーネン小作人は担当管区における王領地（西プロイセンがポーランド領のときは Starosteigüter と呼ばれていた）、教会領および森林地における地代、警察・治安、司法、土地改良、植民および農民の監督を任務とし、その人数は例えばマリエンヴェルダー管区では約五〇人にもものぼる。（M. Bär, A.a.O., Bd.1,SS.97-105 u. Bd.2, Nr.138)。

(6) 改革の大綱を示した一七七二年六月五日の国王命令 Königliche Instruktion für die Klassifikationskommission は、国家の繁栄と防衛のために貴族や教会を含む全般的な賦課と負担の公平化を原則とし、二二項目の要綱を挙げているが、それらの要点は本文の改革過程の叙述において明らかにされるので、同命令文の紹介は省略する（なお命令の全文は、*Ibid.*, Bd.2〈Quellen〉, Nr.49 に掲載されている）。

西プロイセン州の都市の状況を調査するため、「査定委員会」は各都市の資料等報告書を押収するとともに、市長に対し質問書を交付、その回答は七二年一月から七三年四月初めまでにローデン委員長宛に寄せられた。質問内容は、家屋数、公共施設、住民数、フーフエ数とその所有者、パン・ビール・肉などのアクチャーゼ納税額、市の予算、職員数と給料など二五項目から三〇項目にわたる（それぞれの都市に関する質問とその回答の全文は *Ibid.*, Bd.2〈Quelle〉, Nr.669(SS.564-626) に掲載されている）。

なお、本稿では Kommission を「委員会」と訳したが、当時の「委員会」がもつ性格に関連して、次のような規定をしている邦文文献があるので引用する。『仮に「委員会」と訳した Deputation なる組織はすでに17・18世

紀のドイツ諸領国において行政機関の一形態としてしばしばあらわれて来る。これは特定の目的あるいは特定の問題の解決のために君主がその方面に精通した各省庁の職業官吏若干名に委託して (kommissionsweise, deputationsweise) 創設したゆるやかな合議体で、ほとんどの場合決議権をもたない審議機関にとどまった。(高橋秀行『近代ドイツ工業政策史』、有斐閣、昭和六一年、一四頁の注記③)。

新税制のモデルになった東プロイセンの『一般フーフエ税』にかんしては、拙稿「プロイセンにおける税制改革——一七二五年〜一九年『一般フーフエ税』の導入——」(『横浜商大論集』第九卷二号) 参照。

(7) Johann Rembert Roden は、一七二四年ゾエスト生れ、二〇歳頃プロイセンの官吏となり、ケッセンブルグ Kriegskommissariat として活躍、フランスの行財政制度に精通し、六〇年に Königlicher Kriegsrat、六三年に総監理府の枢密財務官(年俸一、四〇〇〇ターラー)、六八年に会計検査院長官(Präsident der Ober = Rechenkammer)に就任、七二年から西プロイセン州の税制改革に着手、その後ヴェストファーレンの消費税制の改正に貢献、七八年にプロシヤの Chef des Feld = kriegskommissariat となり、八一年に没した(Ditfurth, Theodor von: *Zur Geschichte der Königlich Preussischen Ober = Rechnungskammer*, Berlin 1909, SS. 85-88)。

(8) 以下の叙及は、Hilf Zakrzewski, C.A.: Die wichtigeren preussischen Reformen der direkten ländlichen Steuern im achtzehnten Jahrhundert, *Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen*, Bd. 7(1887), SS. 83-92. によらる。M. Bär, A. a. O., Bd. 1, SS. 205-228. に依る。

(9) M. Bär, A. a. O., Bd. 1, S. 212f., Anm. 3 により作成。

(10) ロンテリブシィオンを課された都市・・・Briesen, Schlochau, Tiegenhof, Kauernik, Lessen, Rehden, Schönsee, Stuhm, Neustadt およびネッツェ地区の大部分の都市、しかし後にブクチャーゼ賦課の都市に変更されたものも一部ある。ブクチャーゼを課された都市・・・Frauenburg, Braunsberg, Mehlsack, Wormditt, Heilsberg, Rössel, Wartenburg, Bischofsburg, Allenstein, Bischofsstein, Seeburg, Marienburg, Stuhm, Elbing, Christburg, Neumark, Tolkenit, Kulm, Graudenz, Gollub, Lautenburg, Löbau, Neumark, Strassburg, Behrent, Dirschau, Schöneck, Stargart, Mewe, Neuenburg, Tuchel, Konitz, Friedland, Landen,

Hammerstein, Balenburg, Schwetz の三八都市(C.A.Zakrzewski, A.a.O.,S.89,Ann.1 und M.Bär,A.a.O.,S.218, Ann.1)。

(11) 西プロイセン州の軍事費としてGKKから配分された金額は、八六〇八七年度決算では三五万六、六四〇万ターラーを計上している (R.Koser,A.a.O.,S.110)。

なお、地理的要因から東プロイセン州軍事御料地庁の行政管轄下になり、したがって同州の金庫勘定に編入された西プロイセン(旧ポーランド領)のエルムラント地方の収入は、租税収入の一〇万ターラー、王領地収益の四万ターラーの合計一四万ターラー程度であった。(Ibid., S.111)。

(12) フリードリッヒ二世政権下の一五年間に、西プロイセン州に投下された公共事業関連費は約七五〇万ターラーで、その内訳は下表のとおり (M.Bär,A.a.O., Bd.1,S.268)。

西プロイセン州における公共投資
(1772~86年)
(単位：1ターラー)

要塞建造	3,258,000
都市建設	895,322
運河建設	700,000
管区整備と土地改良	613,990
土地購入	613,333
植民	561,000
水路整備・堤防	436,877
小作・隸民	214,720
軍施設	87,249
羊毛倉庫	24,750
工場建設	19,500
学校建築	11,600
官庁用会議所建築	8,558

3 KDKの機能と余剰金の累積

KDKは当初、国王フリードリッヒ二世の個人的な預金およびその日常的な流用を扱う金庫として設けられ、その勘定簿の正式な名称を“Journale” oder, Manuale der königliche Dispositions- und Überschuss-Gelder” といひ、「国王預金金庫」(Königliche Dispositionskasse)という略称が定着して用いられるようになったのは国王晩

第II-8表

七年戦争期におけるKDKの収支
(1756/57~61/62年度)

(単位：1ターラー)

	収入	支出
1756/57年度	441,454	437,913
57/58年度	689,724	329,210
58/59年度	702,142	530,489
59/60年度	416,003	245,788
60/61年度	504,898	92,626
61/62年度	518,228	220,663

方、同年度の支出額は八二万ターラーで、シュレージエン州のイギリス借款返済に約一一万、官吏寡婦への下賜金一〇万、砲兵隊の新親設置用として九万七、〇〇〇ターラー、その他小口の支出科目は七〇を越えた。この期における預金残高は不明である。第二期（七年戦争中）——戦争により、収入の大半を占めていたGDKからの臨時納入金が著しく減少した代りに、占領地における免焼金・賠償金・貨幣鑄造利益などの一部を保管、それを国王からの恩賜として戦災都市・貧民救済・軍事費援助などに使用した戦争による主に暫定措置の時期。戦時中は軍事主計官ケッペンによって管理され、戦費捻出の重要な会計を担った「中央預金基金」(Central = Dispositionsfonds, 当時の別名は grosse Köpense Kasse) と區別して、KDKは通称 kleine Dispositionskasse と呼ばれた。六一/六二年度末の預金残高は約一七三万ターラーであったが、終戦直後、官吏給与の代替として戦時中に発行されて

年の頃になってからと言われている⁽¹⁾。彼がこのような私的な預金勘定をいつ開設したかは定かでないが、一八世紀プロイセン財政に果たした役割の点からKDKの効用についてみると、次の三期に区分することができ。第一期（七年戦争前）——GDK歳入の予算額をこえ予想しなかった臨時取得金の一部を預り、国王のポケット・マネーとして利用、行財政において僅かの意味しかもたなかった初期の時期。例えば、七年戦争直前の五五/五六年度におけるKDKの収入は八五万ターラーで、主たる収入科目はGDKの臨時剰余金四九万、森林剰余二二万、オストフリースラントから一〇万、その他の特別収入四万ターラーのみであり、他

第II-9表
戦後におけるKDK
の収入金
(単位：1万ターラー)

1762/63年度	84
65年	127
66/67年度	132
68年	327
77年	570
84年	712
86年	809

いた「金庫証書」(Kassenschein)償還のために九二万ターラー、「徴兵金庫」(Mobilmachungskasse)を復活させるための基金として七〇万ターラーが引出され、六三年三月三〇日付のKDK残高は僅か三一万五、〇〇〇ターラーにすぎなかった。⁽²⁾そして第三期〔七年戦争後〕——KDKのストックが急速に増大し、開設当初における国王の私的な小口の預金口座という性格から、国庫金(Staatschatz)とは別途に積立てられたプロイセン財政における隠し預金的色彩を濃厚にしていった後期の蓄積時期である。

そこで、本稿の対象とする第三期の戦後におけるKDKの収支状況を、以下しばらく追求することにしよう。

第II-9表は、R・コーザーの文献によって明らかにされた年もしくは年度分の収入金を掲げている。⁽³⁾これによると、年収入はとりわけ六八年以降に著しく増大しており、八六年のフリードリッヒ二世政権末期には八〇〇万ターラー余という、当時の全国から徴収された王領地収益やGKK予算に匹敵する多大な金額に到達した。いま戦後におけるKDKの原資をみると二〇種以上に多様化しているので、収入増加の要因を探すうえで分析上必要な原資を四つのグループに分類して、その傾向を捉えてみる。第一のグループは、もともと総監理府の管轄権限に属するGDK収入のうち、主に予算外の臨時取得金を国王の指令によりKDKが管理したものである。たとえば、戦

前におよび戦後の二、三年間にKDK収入の主流を占めた王領地ならびに王領森林からの剰余金の一部、⁽⁴⁾飛地オストフリースラントの王領地収益、東プロイセン州の王領地および港灣からの一時金、戦時中に設定された貨幣鑄造益の一部などであり、⁽⁵⁾これらの謂わば伝統的な資金源は他の原資グループからの収入増にともない、総収入に占める首位の位置から後退した。第二はレジー制の成立によって生じた資金源泉であり、と

りわけ六八年以後にKDK収入における急速な増加に関し、最も大きく貢献した原資グループである。すなわち、レジ―請負によるアクチーゼ・関税収入の〔純〕余剰金、レジ―管理下のタバコ専売益金（六七年から毎年一〇〇万ターラーを超え、八五／八六年度の純益は一七三万ターラーにのぼったといふ⁽⁶⁾）、そして同じくレジ―によって運営された八一年設置のコーヒー専売（Kaffeeregie）による益金である（後述）。第三は戦後の税改正によりKDKに振込まれることになった収入源で、六九年六月から小麦に対する粉碾税（Fabrikensteuer）の年二〇万ターラー、七一年三月よりプロイセン国飛地領を通過する外国産の絹・毛織物・綿織物・鞣皮製品に対し、価格の八%を保護関税として賦課した通過税（Transito-Impost）がある。第四に、七〇年代に設けられた雑多な原資グループとして、七〇／七一年度より中央郵便金庫（Haupt-Postkasse）を通じて郵便収入の増加分のうち約二五万ターラー、塩専売による収益金一〇万ターラー以上、イタリア人 Calzabigi の発案により六九年より実施された宝くじによる収益年約七万ターラー、王立銀行への貸付金が七四年から返還されて年一〇万ターラー程度などがある⁽⁷⁾。なお、戦後のKDK収入増の要因として無視できないものに、不明瞭ではあるが、シュレージエン州からの余剰金がある。同州の予算に計上された財政収入は、例えば七六年の場合三六五万ターラーであるが（第II-3表参照）、実際にはこの金額以上の歳入があり、増収分は余剰金としてKDKに納入されたようである。史料上確認できるのは、六五年の四九万ターラー（シュレージエン州行政庁長官シュラーブレンドルフ國務大臣の国王への報告）と六八年の七二万ターラーであり、その他の年の送金額は詳かではない⁽⁸⁾。このようにKDKの収入源は、主に戦後に設定された凡ゆる制度を利用して掻き集められた主に余剰金をプールとして構成され、その収入の増大はプロイセン絶対王政の財政力強化を示すとともに、他方では、国王のみが資金勘定の全体像を掌握できるといふ意味で、君主への権力の集中化を財務会計において具現化したものと看なされる。ここで、七〇年代以降KDKの収入内訳を示す唯一のま

とまつた史料のある七七年をみると、収入総額は五七〇万ターラー、そのうちタバコ専売収益が一〇〇万、アクチーゼの四〇万、新規王領地から二〇万、シェーネベック製塩収入一三万、王立銀行一〇万、森林一〇万、宝くじ約六万、木材販売利益五万の合計二〇四万ターラーが記帳されており、⁽⁹⁾残りの三六六万ターラーには勘定簿には記録されていないが、前述の郵便収入、貨幣鑄造益、粉碾税、通過税、シュレージエン州の余剰金などが恐らく含まれていたであろう。

ところで、以上のKDKに戦後に吸収された収入金は、どの部門にどのくらい費消されたのか、また結局はどの程度の預金が積立てられたのであろうか。まずKDKの支出額とその内訳に関し、六〇年代においては次の二カ年が明らかになっている⁽¹⁰⁾（第II-10表）。この史料によると、支出額は一〇〇万ターラー前後であり、そのうち宮殿の建設・改修や家具・装飾品の購入および国王の生活費・私費など宮廷関係に属する費目が半分を占め、残り半分を主に軍隊に対する臨時的補助と工業育成のための産業投資に使用した。それゆえ、六〇年代は七年戦争の影響がまだ強く残っていて収支双方とも規模は小さく、かつ第II-9表と第II-10表を見比べると収支の総額がほぼ見合っていることから、預金量はそれほど余裕のある状態にはなかったと考えられる。七〇年代以降にかんしては七四年の支出内容（第II-11表）しか分からないので、この史料に基づいて六〇年代との変化を推測すると、第一は収入増を反映して支出金も顕著に増加したこと（約三六〇万ターラー）、第二は、六〇年代において支出総額の半分を占めていた宮廷関係に対する臨時出費が姿を消し、植民・開墾などの土地改良費や都市・村落および工場への援助など産業基盤補強のための投資支出が大半を占めるいたり大規模化していることである（表の項目番号、③⑤⑥⑨⑫⑬⑭の合計額は一九二万六、〇〇〇ターラーで、全体の五四・六％）。第三は、軍事関係費（表の①④⑦⑩⑪）が一二九万ターラーで三五・八％と依然としてかなりの割合を占め、他方、市民・文化費（表の⑧⑮）が三九万ターラー

の約一割といくぶん増加したにとどまった。KDKの預金引出しに関する統計は、七五年以後まったく見当らなく不透明な個拠が多いが、科学アカデミーにおけるヘルツベルク大臣の農業に対するKDK融資額についての報告等を勘案すると、⁽¹¹⁾先に掲げた七四年の支出傾向が継続し、しかもこの期における急速な収入増により、収支の格差が一段と拡大され、積立金残高は確実に増加したものと推量される。しかし残念ながら、フリードリッヒ二世政権末期におけるKDKの資金量を示す史料は現在、残っていない。ただ分かっていることは、R・コーザーの分析にしたがえば、国王が死亡した八六年八月一七日のプロイセン財政における余剰金の累積額は五、一三〇万ターラー、そのうち国庫に蓄蔵された積立金が二、二六四万ターラー、残りの二、八六六万ターラーは銀行への預金や幾つかの金庫貯蔵所に分散して保管されたことだけが明らかになっており、⁽¹²⁾思うにKDK勘定で把握されていた資金は分散・隠蔽された公算が強い。けだしKDKが国王の個人的な隠し財産的性質を最後まで持ちつ

第II-10表 1760年代におけるKDKの支出

(単位：1万ターラー)

1764年		1766/67年度	
ポツダム新宮殿	26.3	無憂宮改修	20.0
ハインリッヒ皇子ベルリン宮殿	3.2	生活費	16.0
ベルリン貴族アカデミー	2.0	ベルリンおよびポツダムの工場へ	9.0
ベルリン砲兵隊	5.9	私費	10.0
生活費	12.0	家具	10.0
特別出費	4.0	シュレージエン要塞	10.0
砲兵隊	5.0	砲兵隊	10.0
親衛隊 (ベルリン)	10.0	国庫へ	10.0
ポンメルン州復興費としてブレンケンホフ大臣へ	10.0	ケーニヒスベルク市火災見舞金	10.0
ベルリンの工場へ	10.0	装飾品購入	10.0
紡績工植民	10.0		
計	98.4	計	115.0

第II-11表 1774年におけるKDKの支出

(単位：1万ターラー)

① ロシア＝トルコ戦争によるロシアへの援助	48.0
② ネットツェ運河	60.0
③ 土地改良（ポンメルン州，ノイマルク州，マクデブルグ州など）	34.0
④ シュレージエン州の要塞	30.0
⑤ シュレージエン州の都市援助	5.6
⑥ オーベル・シュレージエン植民	8.0
⑦ 西プロイセン州の要塞	20.0
⑧ 貧民救済	23.0
⑨ 西プロイセン州の王領地（Starostien）融資	40.0
⑩ 歩兵隊	17.0
⑪ 砲兵隊	14.0
⑫ ケーニヒスベルク市への援助	4.0
⑬ ベルリンの工場へ	20.0
⑭ ポツダム工場へ	20.0
⑮ ベルリン蔵書館（Biblioteque）	16.0
計	359.6

一へと膨大になり——その蓄積額は政権末期のプロイセン国家（年）総予算の二倍に相当——、また人口は同統治期間に三二〇万人から五四〇万人へ、軍人数は七万二、〇〇〇名から一九万五、〇〇〇名へ、軍事費は年五〇〇万ターラーから約一、二〇〇万ターラーへと拡大したことを付記しておく。⁽¹³⁾

づけたとするならば、このような多額となった預金の移転処置が国王の生前もしくは死後、国王本人もしくは後継者や近親官僚によって講じられることは、フリードリッヒの名誉維持のために、あながち根拠のない工作とはいえないであろう。ともかく国王への権力集中化政策と積極的な余剰金積立政策との合作物として捉えることのできるKDKは、その意味で、まさに文字どおり国王の私的な勘定たる「国王預金金庫」としての消滅の結末を迎えたのであった。

なお、フリードリッヒ二世がプロイセン国家を統治した四六カ年のあいだに貯えられた余剰金ストック高は、継承年（二七四〇年）の一、〇〇〇万ターラーから没年（二七八六年）の五、一三〇万ターラ

第II-12表 戦後プロイセン国家における財政収入の推移

(単位：1万ターラー、カッコ内は構成比%)

			1763/64年度	1766/67年度	1786/87年度
G	D	K	454(36.6)	542(36.9)	854(33.9)
G	K	K	341(27.5)	433(29.5)	497(19.7)
シュレー	ジイ	エン	360(29.1)	360(24.5)	360(14.3)
K	D	K	84(6.8)	132(9.1)	809(32.1)
合	計		1,239	1,467	2,520

以上、七年戦争後からフリードリッヒ二世の晩年八六年までの財政収入の推移を取上げた本節を終えるにあたって、各項で説明した四つの金庫——GDK、GKK、シュレージイエン州金庫、KDK——の収入額とその構成比をここで一つの表にまとめてみて、戦後におけるプロイセン財政の輪郭を把握しておこう。正確を期するため、第II-12表は、それぞれ四つの金庫で共通して資料上確認しえた三カ年度の統計を拾いあげて作成した。ただし、シュレージイエン州金庫の収入統計は七六年のみしかないので史料の裏付けに乏しいが、既述のとおり州予算レベルでは戦後ほとんど収入額に変化はなかったから、上表では同年の収入額を参考に各年度とも三六〇万ターラーと想定した。なお、第2項で取扱った西プロイセン州の財政収入は、前述のとおり、シュレージイエン州のように独立した会計勘定にはならなかったため、他州と同様にGDKやGKKの金額のなかに包含されている。作成表から読みとれる第一点は、戦後二三年間の平和時にプロイセンの国家収入は一、二四〇万ターラーから二、五二〇万ターラーへと二倍に増大した点である。この収入増大の一役を担ったのがGDK(約二倍に増加)であり、GDKの増収に著しく貢献したのが西プロイセン州の獲得であったこと、これが第二点である。第三点は、同じく国家収入の拡大に重要な役割を演じたのがKDKであり、その収入額は七〇年代以降急速に増加し政権末期にはGDKの収入レベルに近づいたことである。しかも、隠し金のパイプとして利用された国王の

私的な金庫KDKとそれをプールとする王政の蓄積金への傾斜政策は、次節で取上げるレジー制と実は密接に関連していたのである。

- (1) A.F.Riedel, A.a.O., S.118.
- (2) 以上の戦前・戦中におけるKDKの収支金に関する記述は、Koser, Reinhold: Die preussischen Finanzen im siebenjährigen Kriege, *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*, Bd.13(1900), Heft 2, SS.329-335. 拙稿「七年戦争」下プロイセンの戦費財政」(『横浜商科大学紀要』第五巻)参照。
- (3) 以下の叙述は、主に前掲の R.Koser, Die preussischen Finanzen von 1763 bis 1786, S.112 ff. に依拠した。
- (4) 七年戦争後、王領地収益からKDKに納入された金額は下表のとおり僅少にとどまった。森林収益も戦争の影響を蒙って戦後は減少し、七六／七七年度になって戦後初めて一四万ターラー台に達した。(Ibid, 113)。
- (5) E.Klein: *Geschichte der öffentlichen Finanzen in Deutschland(1500-1870)*, Wiesbaden 1974, S.59.
- (6) R.Koser, A. a. O., S.118.
- (7) プロイセン王立ベルリン振替＝貸付銀行(王立銀行)の発展過程については、肥前栄一『ドイツ経済政策史序説』(未来社、一九七三年)を参照のこと。
- (8) Ibid., S.112.
- (9) Ibid., S.118f.
- (10) 以下のKDK支出にかんする統計資料は、Ibid., S.121f. に依る。

KDKに送金された王領地収益金

(1763/64~75/76年度)	
1763/64年度	63,891
64/65	74,206
65/66	39,957
66/67	76,992
67/68	40,712
68/69	11,709
69/70	165,124
70/71	40,295
71/72	40,620
72/73	23,771
73/74	43,301
74/75	15,813
75/76	38,126

(単位：1ターラー)

なお、KDKの会計記帳を担当した役人は戦後、何人か入れ変わったが、比較的永い期間に在職した者は宮廷金庫会計官ブッフホルツ (Buchholtz) — 一八〇年〜八六年 — であった (A.F.Riedel, A.a.O., S.118)。

- (11) ヘルツベルク大臣の報告に基づく八〇年代農地への国庫融資も包含した投資額と戦後の地域別農業投資額は、下表のとおり (R.Koser, A.a.O. S.126)。
- (12) Ibid., S.130. フリードリッヒ二世が遺した剰余金に関し、リーデルは品質の劣る退蔵金を額面価額どおりに計算して、五、五〇〇万ターラーと推定している (A.F.Riedel, A.a.O., S.120)。

コーザーの同論文のなかで累積額に関する史料の出所は示されていないが、フリードリッヒ二世が歿した八六年八月一七日における広義で捉えた国庫繰越金の預け先と残高の内訳は、左記のとおりとなっている。

国庫	19,638,339 Rth	1 Gr.	8 pf.
援助金用として	3,000,000	〃	〃
徴兵金庫に	4,454,411	〃	9 〃 4 〃
シュレージエンの貯蔵所に	9,330,000	〃	〃
Schlesische Palifatengelder	27,010	〃	1 〃 9 〃
GKKへの預け入れ	6,052,250	〃	〃
王立銀行への預け入れ	8,800,000	〃	〃
合計	51,302,010	Rth	12Gr. 9 pf.

- (13) 人口及び軍人数並びに軍費支出額については Schmolter, G.: Die Epochen der preussischen Finanzpolitik, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft*, Bd.1, S.74.

1780年代の農業投資

1782/83年	218万ターラー
83/84	207
84/85	224
85/86	290

1763年〜84年地域別農業投資

ポンメルン州	482.8万ターラー
クールマルク州	267.4
シュレージエン州	620
西プロイセン州 (ただし1772〜84年)	300